

新型コロナウイルス感染症の発生に備えたチェックリスト

令和4年10月現在

新型コロナウイルス感染症に特化し、取り組んで頂きたい事柄をチェックリストとしてまとめました。

BCP策定に時間を有する場合であっても、チェックリストを参考に対応策を検討ください。

➤ 新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリスト

平時の感染予防対策についてまとめています。

➤ 新型コロナウイルス感染症の発生に備えたチェックリスト（入所系）

別紙①「ゾーニング等対応チェックリスト（入所系）」

疑い例発生から陽性判明直後の対応についてまとめています。

新型コロナウイルス感染症予防対策チェックリスト

令和4年10月現在

1. 感染症対策チェックリスト

○：取り組んでいる △：取り組みが十分でないと感じる ×：取り組んでいない －：該当なし

NO	項目	確認事項	チェック
1. 職員の対応			
1	健康管理	職員及び職員家族の健康状態をチェックしている	
2		症状があれば休ませるなど、利用者や他の職員と接触しないようにさせている	
3		勤務時間中の体調不良を申し出させるようにしている	
4	消毒	利用者エリアの出入りの度に手指消毒させている	
5		消毒薬等の使用量をチェックするなど手指衛生の励行を見える化している	
6		共用品や共用箇所などの消毒を適宜行っている	
7	感染予防	マスクの着用を徹底している	
8		飛沫感染予防として、飛沫が生じる処置（むせる方への食事介助や吸引等）の際に、フェイスシールドやゴーグル等を着用している	
9		事務室だけでなく休憩室、洗面所等も「3つの密」を避ける工夫をしている（マスクを外して会話をしない、換気、人数制限、仕切りの設置等）	
10		感染リスクの高い行動を抑えるよう注意喚起している	
11		外出先での3つの密を回避するよう注意喚起している	
12		不要不急の会議等への出席を制限している	
13		うがい、手洗い、咳エチケットを徹底している	
改善に向けた取り組みの予定等			
2. 来所者・出入業者等への対応			
14	入口対応	氏名、来訪日時、連絡先を記録させている	
15		体温計測し、発熱者の入館を禁止している	
16		入館時のマスク着用をお願いしている	
17		入館時の手指消毒の徹底をお願いしている	
18	感染予防	利用者との動線を分けている	
19		アクリル板等越しでの対応等工夫している	
改善に向けた取り組みの予定等			

3. 面会対応			
20	入口対応	面会制限する基準がある	
21		氏名、来訪日時、連絡先を記録させている	
22		体温計測し、発熱者の入館を禁止している	
23		入館時のマスク着用をお願いしている	
24		入館時の手指消毒の徹底をお願いしている	
25	感染予防	テレビ電話等のオンライン面会、アクリル板越しの対応等工夫している	
26		不要不急の来館を遠慮するよう周知している	
改善に向けた取り組みの予定等			
4－1. 入所・通所サービス利用者（事業所利用者）への対応			
27	健康管理	利用者の体温を計測し、記録をデータベース化している	
28	送迎	通所の場合、送迎車に乗車する前に本人・家族又は職員が体温を測定し、発熱がある場合は、乗車を断ったり医療機関(かかりつけ医等)への相談を勧めている	
29	感染予防	可能な限り同じ時間帯、同じ場所での作業等実施人数を減らしている	
30		お互いに手を伸ばしたら、利用者同士の手が届く範囲以上の距離を保たせている	
31		飛沫が生じるような場面では、換気やマスクの着用を徹底している	
32	消毒	利用者に、手洗い・手指消毒を励行するようお願いしている	
33		スペースや器具類を適宜消毒している	
34	換気	定期的に窓を開けるなど換気をしている	
35	体調把握	日中の健康状態を把握し、発熱等の風邪症状が認められる場合は原則個室に移動させている 通所者の場合は、家族に連絡して迎えを待つようにしている	
改善に向けた取り組みの予定等			
4－2. 訪問サービス利用者（在宅）への対応			
36	検温	サービス提供前に検温させている。発熱等の風邪症状が認められる場合は、主治医や居宅介護支援事務所と連携し、サービスの必要性を再度検討することとしている	
37	感染防止	利用者の体調に合わせて、適切な感染対策を講じた上でサービスの提供を講じている	
改善に向けた取り組みの予定等			

5. 食事の際			
38	換気	換気をしている	
39	感染予防	食事介助時は、可能な限りフェイスシールド、マスクを着用している	
40		発生時の濃厚接触者特定の為、食事の配席図を決めている	
41		利用者間に一定の距離をとるよう工夫している	
42		ハンカチやタオルの共用を避けさせている	
改善に向けた取り組みの予定等			
6. 施設の感染防止対策			
43	消毒	施設入口、トイレ等に消毒用アルコールを設置し、消毒の徹底を呼びかけている	
44		利用者が日常触れる手すり等の消毒を徹底している	
45	感染予防	レクリエーションなどで多数の利用者が集まる機会を減らしている	
46	防護服	N95マスク、フェイスシールドまたはゴーグル、ガウン、手袋、消毒液等必要数確保している	
改善に向けた取り組みの予定等			
7. 感染症発生時に備えた体制整備			
47	体制	利用者に感染が疑われた際の連絡先を（保健所、県庁、市町村等）把握し、連絡先を職員が分かる場所に掲示等している	
48		感染症発生時の対応マニュアル等を備え置きし、職員に周知している	
49		BCPを策定している(指示命令系統を整理している等)	
改善に向けた取り組みの予定等			
8. その他の取り組み内容			

新型コロナウイルス感染症の発生に備えたチェックリスト（入所系）

～疑い例発生から陽性判明直後の対応について～

令和4年10月現在

1. 関係機関との連携体制の確保

（1）疑い例が発生した場合の連絡先を確認しておきましょう

- ・検査結果は夜間に判明する場合があります
- ・誰もが対応できるように連絡体制について確認しておきましょう

1	新型コロナ相談窓口の電話番号がわかる	
2	必要な連絡先の一覧が作成されている（施設管理者、指定権者、保険者、医師等）	
3	職員がPCR検査を受けた場合はそのことを施設管理者に伝えることを確認している	
4	利用者の家族の連絡先がわかる	

2. 感染制御

（1）施設内のゾーニングができるように準備しておきましょう

なるべく早くゾーニングができることが大切です

ゾーニング等については別紙①「ゾーニング等対応チェックリスト（入所系）」を参考にしてください。

1	感染が強く疑われる利用者、濃厚接触者をどの部屋に移動するか決めている	
2	個室対応が困難な場合の方法を考えている。（カーテンで仕切る、衝立等で仕切る等）	
3	施設内の3つのゾーン分けのイメージができている	
4	3つのゾーンの表示方法が検討できている。必要な物品（張り紙等）の準備ができている	
5	上記について職員全員で確認できている	

（2）直ぐに、必要な場所の消毒ができるように準備しておきましょう

居室や当該利用者が利用した共有スペースは下記により消毒します

- ・消毒用エタノール（70％以上）で拭きあげる
- ・次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）は0.05％（水1リットルにキャップ1杯）液で拭きあげ後に湿式清掃し乾燥させる
- ・消毒薬の噴霧はしない
- ・一部の界面活性剤も有効（詳細はNITEウェブサイト参照）

1	消毒薬が備蓄されている（消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム）	
2	清拭に必要な物品（手袋等）が準備してある	
3	消毒が必要な場所のイメージができている（居室、共有スペース、使用した物品）	
4	職員全員が消毒・清掃の方法を知っている（誰もが実施できる）	

（3）感染者（疑いを含む）への適切な対応ができるように準備しておきましょう

- ・陽性者は、入院までの間、施設内で感染制御を行ったうえで介護する必要があります
- ・入所者が濃厚接触者の場合、7日程度、感染制御を行ったうえで介護する必要があります
- ・感染に疑いがある人は検査結果が判明するまでは、感染制御を行ったうえで介護する必要があります

1	感染が強く疑われる利用者・濃厚接触者・それ以外の利用者別に担当する職員を決めている（決め方が確認できている）	
2	職員は感染制御の方法（防護具等の扱いを含む）について習得している	
3	感染制御をした個別ケアについて確認している。（「食事」「清潔・入浴」「排泄」「清掃」「リネン・衣類の洗濯」等） （社会福祉施設等における感染拡大のための留意点について（その2）：介護保険最新情報810参照）	

3. 濃厚接触者した利用者・職員の特定

(1) 濃厚接触者が特定できるような準備をしておきましょう

※濃厚接触者の定義は下記を基本とし保健所が特定します（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

※感染を広げないためには、保健所が濃厚接触者を正しく把握することが必要です。

※職員が濃厚接触者となった場合、以下の待機解除までの期間を参考にしてください。

介護体制を検討する上で濃厚接触者の試算が重要です。

- ・新型コロナウイルス感染症患者の同居家族や定義に該当する方などは「濃厚接触者」となり、以下の期間は自宅待機となります。
- ・濃厚接触者の待機期間は、最終暴露(陽性者との接触等)を0日目として5日間(6日目解除)
- ・2日目・3日目に抗原定性検査キットで陰性確認することで3日目に解除(解除の判断を保健所に確認する必要はありません) 出勤等の可否は勤務先等に問い合わせして下さい。

【注意点】

ただし、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康観察を継続し、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化のリスクの高い方との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障がい児者施設や医療機関への不要不急の訪問(受診等を目的としたものは除く)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用等の感染対策を徹底してください。

* 島根県ホームページ参照 *

1	職員が濃厚接触者の定義を正しく知っている	
2	職員は、必要時、発症前2日間の行動を確認する場合があることを知っている	
3	職員1人が陽性者となった場合の濃厚接触者数の試算をしている	
4	入所者1人が陽性者となった場合の、濃厚接触者数（職員）の試算をしている	

4. 業務継続に向けた検討

(1) 他事業所からの応援職員の派遣について準備しましょう

- ・職員が陽性となった場合、無症状であれば5日、有症であれば7日

【注意点】

無症状者は7日、有症状者は10日が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底が必要

- ・職員体制が脆弱になった場合の業務体制について検討する必要があります
- ・上記を踏まえ、他事業所からの応援職員の派遣について検討する必要があります

1	複数の事業運営する施設・事業所（法人）では、どの事業を優先するか（縮小・休止するか）を検討している	
2	優先する業務の整理と必要な職員数が試算できている	
3	上記を踏まえ、該当施設（入所系施設）への法人内での職員応援について検討されている（複数の施設・事業所がある場合）	
4	上記を踏まえ、他事業所からの職員派遣について検討している（県が実施する「介護職員等派遣制度」を活用するかどうか等）	
5	4の場合、要請する職員数の試算ができている	

ゾーニング等対応チェックリスト（入所系）

別紙 ①

- ☐ 感染の疑いのある者を個室に移動させる。PCR検査をする場合は移動したのちに実施する。個室がない場合はベッドの間隔を同室者と2m以上離し、ベッド間をカーテン又はパーテーション等で仕切る。
- ☐ 2階以上がある施設の場合は上位階を感染者の部屋にする、平屋の場合は奥の部屋を感染者の部屋にする等、非感染者との接触を避けたゾーニングをする
- ☐ 感染が複数ある場合は区域をまとめる等、感染者の生活の動線を考慮したゾーン分けをする。
- ☐ 感染者の居室や、トイレ、浴室等の使用方法を考慮し、レッドゾーン・グリーンゾーンの境界線を設定する。レッドゾーンの出口に防護具を脱ぐ場所（イエローゾーン）を設置する。防護具はグリーンゾーンで着ることとする
- ☐ レッドゾーンへの出入口は、パーテーションで仕切る等、ドアノブなど、ものに触れないで出入りできるようにする
- ☐ 使用した防護具を脱ぐ場所（イエローゾーン）は汚染区域になるため、テープ等で目印をして、他の職員が誤って立ち入らないようにしておく
- ☐ イエローゾーンには感染性廃棄物用のボックス、消毒液、机、鏡等を用意しておく
- ☐ レッドゾーン内にトイレを設ける。（非感染者と感染者（疑いを含む）は同じトイレを使用しないようにする。）
- ☐ 感染者（疑いを含む）は原則清拭とする。個人専用の浴室で介助無く入浴できる場合は入浴しても良い。（必要な清掃を行うこと）それを踏まえて、ゾーン分けをする。
- ☐ 施設内、居室内の換気を定期的におこなう。
（1時間に1回、10分程度 開窓による2方向 レッドゾーンから空気が他のゾーンに流れないように注意する）